

特集

気になる疑問がこれで解決！

生産性向上設備投資促進税制Q&A

小西達也税理士事務所
税理士 小西 達也

1 はじめに

平成26年度税制改正で創設された『生産性向上設備投資促進税制』は、適用開始となる産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から半年以上経過し、経済産業省の発表によりますと6月末の時点で2万件を超える質の高い設備投資が見込まれているとのこと。なかでも、中小企業者等の割合が全体の3分の2を占めるなど、中小企業にも利用しやすい税制といえます。

さらに、これらの税制の対象となる設備を販売するメーカーでは、税制解説を営業ツールや販促チラシなどとして取り入れるなど、大きなビジネスチャンスとしても注目されています。

そこで本稿では、

「概要はなんとなく分かったけれど、設備の要件の確認が大変そう…」

「証明書はどのように入手すればいいのか？」

など、具体的な疑問点や要点をQ&A形式で整理してみたいと思います。

【主なポイント】

- 適用対象者を知りたい…………… P 6. **Q2**
- 特別償却と特別控除率を知りたい…………… P 6. **Q3**
- 取得価額要件を知りたい…………… P 7. **Q5**
- A類設備の詳細要件を知りたい…………… P 10. **Q10**
- A類設備要件の証明の流れを知りたい…………… P 13. **Q17**
- B類設備の詳細要件を知りたい…………… P 14. **Q18**
- B類設備要件の確認の流れを知りたい…………… P 18. **Q25**

2 生産性向上設備投資促進税制Q & A

(1) 概要(全般)

Q1 この制度ができた経緯を教えてください。

A 企業設備の老朽化や劣化によって生産性が伸び悩むといった状況を打破するため、質の高い設備投資の促進により事業者の生産性の向上、経済の発展を図ることを目的に、「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入する際に特別償却又は税額控除ができる税制措置として新設されました。

※以下において、「先端設備」を『A類設備』と、「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を『B類設備』といいます。

【A類設備(先端設備)】

「機械装置」及び一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、要件(①最新モデル②生産性向上(年平均1%以上))を全て満たすもの

【B類設備(生産ラインやオペレーションの改善に資する設備)】

「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」のうち、投資計画における投資利益率が年平均15%以上(中小企業者等は5%以上)という要件を満たすもの

詳細は後述しますが、A類設備とB類設備の2つの確認等の方法があり、どちらかの確認等を受けて、取得価額要件等を満たした場合に税制措置が受けられます。

Q2 この制度の対象者を教えてください。

A 青色申告書を提出する法人や個人事業主が対象です。
基本的に業種や企業規模に制限がありませんので、製造業のみならず、非製造業を含めた幅広い事業者で利用可能です。

なお、次のいずれかに該当する「中小企業者等」の場合は、優遇措置があります。(P20. Q28参照)

イ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

ロ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

※ただし、同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。)に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除く。

ハ 資本又は出資を有しない一定の法人、農業協同組合等

Q3 要件を満たしたときの特別償却と税額控除について説明してください。

A 下記、特別償却又は税額控除との選択適用ができます。

取得等した日	平成26年1月20日から 平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
特別償却	普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却(即時償却)	○建物・構築物以外： 取得価額×50%の特別償却 ○建物・構築物： 取得価額×25%の特別償却
税額控除	○建物・構築物以外： 取得価額×5%の税額控除※ ○建物・構築物： 取得価額×3%の税額控除※	○建物・構築物以外： 取得価額×4%の税額控除※ ○建物・構築物： 取得価額×2%の税額控除※

※当期の法人税額×20%が上限になります